

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和34年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 法第3条第1項の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書(様式第1号)を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継の承認申請)</p> <p>第3条 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、旅館業営業承継(合併、分割)承認申請書(様式第2号)を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第4条 法第3条の3第1項の承認を受けようとする者は、旅館業営業承継(相続)承認申請書(様式第3号)を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(営業の変更等の届出)</p> <p>第7条 条例第7条第1項の届出は、旅館業営業許可事項変更(営業停止、営業廃止)届(様式第4号)を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第8条 条例第7条第2項の届出は、旅館業営業承継承認事項変更届(様式第5号)を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p>	<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 法第3条第1項の許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による旅館業営業許可申請書</u>を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継の承認申請)</p> <p>第3条 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、<u>別に定める様式による旅館業営業承継(合併、分割)承認申請書</u>を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第4条 法第3条の3第1項の承認を受けようとする者は、<u>別に定める様式による旅館業営業承継(相続)承認申請書</u>を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(営業の変更等の届出)</p> <p>第7条 条例第7条第1項の届出は、<u>別に定める様式による旅館業営業許可事項変更(営業停止、営業廃止)届</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第8条 条例第7条第2項の届出は、<u>別に定める様式による旅館業営業承継承認事項変更届</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

- この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- この規則による改正後の旅館業法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。